



Global Tax Update

ドイツ

税理士法人トーマツ

2015年8月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

欧州司法裁判所が持株会社の VAT 控除を認める

持株会社による子会社買収時に発生した仕入 VAT (Value Added Tax: 付加価値税: 以下「VAT」) については、持株会社が積極的に子会社を管理し、非課税物品の供給をしていないのであれば、全額回収可能である。

欧州司法裁判所 (Court of Justice of the European Union: 以下「CJEU」) は、持株会社が子会社株式取得時に課された仕入 VAT に関する Larentia & Minerva と Marenave Schifffahrt の合同ケース (C-108/14 & C-109/14) に係る判決を公表した。その中で、欧州司法裁判所は、持株会社が子会社を積極的に管理している場合には、仕入 VAT は全額控除可能という見解をとっている。欧州司法裁判所はさらに、法律が、濫用の防止や租税回避への対処を意図していないのであれば、法的な人格を有する VAT グループを形成する権利を制限できないとした。

(1) 背景

Larentia & Minerva (GmbH & Co. KG) と Marenave Schifffahrt (AG) は、ドイツの会社であるが、子会社株式取得時点からマネジメントサービスを子会社に提供する経済活動を行っていたことを基礎として、子会社株式取得に係る VAT について全額控除していた。

これに対して、ドイツの税務当局は、マネジメントサービスやその他のサービスを提供するアクティブな持株会社は、経済的活動 (マネジメントサービスやその他のサービスの提供) や非経済的活動 (単なる配当や利子の受取) の両方を行うべきものとされるとの見解をとった。結果として、ドイツの税務当局は、株式取得に際しアクティブな持株会社に課された VAT については、経済的活動の実績または予定に応じる額を限度とする部分のみ控除可能と結論付けた。

(2) 論点

ドイツ連邦裁判所 (Bundesfinanzhof (BFH)) は CJEU に対し、控除可能な VAT をどのように計算すべきかを照会した。また、ドイツ最高裁判所は、パートナーシップが VAT グループを形成あるいは参加することをドイツ VAT 法が除外していることが容認されるかについて照会した。

(3) 欧州司法裁判所の判決

欧州司法裁判所は、取得した子会社に対するマネジメントに関与する会社について、子会社株式取得時に課される仕入 VAT については、一般的な支出であるとみなされるとの見解をとった。このため、仕入 VAT は、経済的あるいは非経済的な活動によりプロラタ (Proratable) で按分されるべきではなく、部分的控除が適用される非課税供給でな

い限り、当該 VAT は原則として全額控除可能であるとしました。

他方で、取得子会社のマネジメントに関与しない持株会社については、当該持株会社による経済的な活動(マネジメントサービスその他)を限度として、控除可能であるものとした。

ドイツ VAT 法がパートナーシップを VAT グループの形成や参加から除外していることについて、欧州司法裁判所は、国内法が濫用の防止や租税回避への対処を意図していないのであれば、法的な人格を有する事業体として、また、支配会社グループの子会社として、VAT グループを形成する権利を制限することはできないとした。

しかしながら、EU VAT 指令の条項は無条件では適用されないため、欧州司法裁判所は、仮に国内法が EU VAT 指令と同等でない他の EU 加盟国に対しては、納税者は上述の利益を請求できないものとした。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

**Deloitte & Touche GmbH,
Japanese Services Group
Düsseldorf**

佐藤 光俊 +49-(0)211-8772-2099
misato@deloitte.de

金井 聡 +49-(0)211-8772-2474
skanai@deloitte.de

ニュースレター発行元

**税理士法人トーマツ
東京事務所**

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
新東京ビル5階

T e l: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,500名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約220,000名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。